

学校法人札幌光星学園  
札幌光星高等学校部活動に係る指針

2020年(令和2年)4月1日

目次

基本方針策定の趣旨など

1. 部活の基本方針	1
2. 部活動の活動方針の策定など	1
3. 指導・運営に係る体制の構築	2
4. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	2
(1) 運動部活動における適切な指導の実施	2
(2) 文化部活動における適切な指導の実施	3
(3) 部活動用指導手引の普及・活用	3
5. 適切な休養日などの設定	3
6. 部活動の充実に向けて	
(1) 部活動指導の充実を図る取組	4
(2) 女子の指導に当たっての留意点	4
(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり	4
(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成などの集団づくり	4
(5) 家庭との連携を図る取組	4
終わりに	4

## 基本方針策定の趣旨など

本学園での部活動は、本校の教育方針の実践並びに学校教育活動の一環として行われるものである。部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等との好ましい人間関係の構築を図り、互いに協力し合って友情を深め、好ましい人間関係の形成などに資するものである。また生徒自身が部活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、多様な学びや経験をする場として、教育的意義が高い。

部活動を実施する上では、生徒の学校生活などへの影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。

また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的かつ効率的・効果的に行われる必要がある。

こうした中、本校では、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」および文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」・北海道教育委員会の「道立学校に係る部活動の方」（平成31年1月）」を参酌し、本校の部活動の実態などを踏まえ、運動部活動と文化部活動を区別することなく、一体的な「札幌光星高等学校部活動の方針」を策定した。

### 1. 部活の基本方針

- ア. 学習と部活動の両立を支援し、活力に満ちた学校づくりを推進する。
- イ. メリハリのある計画的な活動および休養に配慮した効率的な活動に努める。
- ウ. 生徒の心身の適切な健康管理を行い、無理のない効果的な活動に努める。
- エ. 教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的かつ効率的・効果的に行われるよう努める。

### 2. 部活動の活動方針の策定など

- ア. 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定すること。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出すること。また、校長は、部活動顧問に対し、毎月の活動の開始および終了時間を遵守するよう指導するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得るよう指導する。毎月の活動計画および活動実績を作成する。活動予定や内容などについては、部員や、必要に応じて保護者の理解を得るよう努める

- イ. 校長は、上記アの活動方針及び活動計画などについて、学校のホームページへの掲載などにより公表すること。

- ウ. 校長は、各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績などをもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているかなどの観点から必要に応じて指導・是正を行う。

### 3. 指導・運営に係る体制の構築

- ア. 校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場（部活動顧問会議など）を定期的に設ける。
- イ. 校長は、部活動顧問の配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒・保護者などの信頼を損ねるような行為の禁止など)を遵守することなどについて指導し、徹底させる。
- ウ. 校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文科科学大臣決定)」および「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理などを行う。
- 管理職は部活動視察を行うとともに、必要に応じて指導・助言を行う。
  - 事故発生時の対応要領や緊急時の連絡体制を整え、安全管理に万全を期す。
    - ・生徒の自己管理能力の育成を図るとともに、個々の自主的な活動については安全性に十分注意させる。
    - ・顧問による体罰、あるいは先輩・後輩間での行き過ぎた指導がないよう相互観察などを推進する。
    - ・部活動内での円滑な人間関係の構築に留意し、いじめ防止などの徹底を図る。
    - ・随時、施設設備や用具等の点検を行い、事故の未然防止に努める。
    - ・活動に要する費用を徴収する場合は保護者の理解を得る。会計は適正に処理する。

### 4. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

#### (1) 運動部活動における適切な指導の実施

- ア. 校長および運動部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮などを含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策など)および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 校長は、これらの取組に当たって、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)なども踏まえるよう留意する。
- イ. 校長は、運動部顧問に対し、次のことを指導・徹底する。
- スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。
  - 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことなどを正しく理解すること。
  - 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
  - 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上など、それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性などを踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入などにより、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

## (2)文化部活動における適切な指導の実施

- ア. 校長および文化部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気温や湿度などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮などを含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策など)および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。校長は、これらの取組に当たって、学校保健安全法なども踏まえるよう留意する。
- イ. 校長は、文化部顧問に対し、次のことを指導・徹底する。
- 生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること。過度の練習が生徒の心身に負担をあたえ、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことなどを正しく理解すること。
  - 生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化などの活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
  - 生徒がバーンアウトすることなく、技能などの向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会などでのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性などを踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動の積極的な導入などにより、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
  - 専門的知見を有する教師や養護教諭などと連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態などに関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

## (3)部活動用指導手引の普及・活用

- ア. 校長は、部活動顧問に対し、関係団体などが作成した指導手引を活用して、合理的かつ効率的・効果的な指導を行うよう指導する。

## 5. 適切な休養日などの設定

部活動における休養日および活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠などの生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末または祝日に大会参加などで活動した場合は、休養日を他の日に振り替える)。また、学校休校日は休養日とするよう努める。
- 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会など(以下「大会等」という)の前で、やむを得ず活動を行う場合(中体連、中文連、高体連、高野連、高文連などが主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合)は、代替の休養日を設ける。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は、3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。休業日の活動時間は、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、高体連、高野連、高文連などが主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は4時間程度とする。ただし、こうした取扱いをした場合であっても、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教師の負担軽減に十分留意する。
- 定期試験1週間前から定期試験最終日の前日まで、原則として休養日に充てる。

## 6. 部活動の充実に向けて

### (1) 部活動指導の充実を図る取組

校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施および充実に資するよう校内および管内での普及に努める。

### (2) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題、特に女性アスリートの三主徴（「利用可能エネルギー不足」・「視床下部性無月経」・「骨粗鬆症」）や貧血などの予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

### (3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底する。

○指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であることなどを、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること。

○部活動顧問と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰などを行っても許されるはずとの認識は誤りであり、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないこと。

### (4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成などの集団づくり

校長は、部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能などが様々であることなどの特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底する。

○部活動顧問が、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養などの望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめなどの発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。

### (5) 家庭との連携を図る取組

校長は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けるなどし、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

## 終わりに

○本学園は、部活動の取組状況などを踏まえるとともに、国(文部科学省、文化庁、スポーツ庁など)や中央教育審議会の動向なども注視しながら、必要に応じて、本方針の内容の見直しを行うこととする。

○校長は、本方針が見直された際、速やかに「学校の部活動に係る活動方針」の内容について、必要な見直しを行う。

○本校では、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」および文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」・北海道教育委員会の「道立学校に係る部活動の方針(平成31年1月)」を参酌し、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文部科学大臣決定)」および「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付文科初第1437号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善および勤務時間管理などを行う。